

横浜市資産指令第1008号  
令和2年5月1日

許可番号 第05620041190号

## 産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目13番地3

氏名 興栄商事 株式会社  
代表取締役 岩本 守 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日

令和2年5月1日

許可の有効年月日

令和9年4月30日

### 1. 事業の範囲

#### 中間処理

(1) 破碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず以上4種類

(2) 溶融：廃プラスチック類 以上1種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目13番3

#### 処理施設の概要

(1) 破碎1施設 1基 (5.3t/日)

設置年月日：平成25年10月17日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上4種類

(2) 溶融施設 1基 (0.18t/日)

設置年月日：平成25年10月17日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類

### 3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、162.8m<sup>3</sup>以内とする。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月1日 新規許可

令和2年5月1日 更新許可

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無